

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）

（目的）

第一条 この法律は、自動車の所有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。

（保管場所の確保）

第三条 自動車の所有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所（自動車の使用の本拠の位置との間の距離その他の事項について政令で定める要件を備えるものに限る。第十一条第一項を除き、以下同じ。）を確保しなければならない。

（罰則）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項の規定による公安委員会の命令に違反した者
- 二 第十一条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
 - 一 自動車の保管場所に関する虚偽の書面を提出し、又は警察署長に自動車の保管場所に関する虚偽の通知を行わせて、第四条第一項の規定による処分を受けた者
 - 二 第十一条第二項の規定に違反した者
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第五条、第七条第一項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第九条第六項の規定に違反した者
 - 三 第十二条の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者